高石市広告付き窓口案内システム設置事業者募集要項

1　趣旨

本市では、窓口の混雑緩和や市民サービスの向上、経費の削減、地域経済の活性化及び地域情報・行政情報の広報を目的として、市民課及び健幸増進課に広告付き窓口案内システム(以下「窓口案内システム」という)を無償で提供、設置及び運営を実施する事業者の募集を次のとおり行います。

2　施設の概要

⑴　名称

高石市役所本庁舎１階

⑵　住所

高石市加茂４丁目１番１号

⑶　開庁時間

月曜日から金曜日の午前９時から午後５時３０分

※土曜日・日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から１月３日)は閉庁

3　募集内容

⑴　業務内容

別紙「高石市広告付き窓口案内システム設置業務仕様書」のとおり

⑵　設置場所

高石市役所本庁舎１階市民課・健幸増進課前ロビー（別紙「設置場所図」参照）

⑶　設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、窓口案内システムの設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定に基づく行政財産使用許可(以下「使用許可」という)を受けて使用します。

⑷　使用許可の期間

使用許可の期間について、初年度は令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとします。なお、条件等を変更しないことを原則として、最長、令和１４年３月３１日までの間、1年以内の範囲で使用許可を受けることができます。更新しない場合は、許可期間終了の３ヶ月前までに、書面で意思表示をしてください。

※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とします。

⑸　行政財産使用料等

行政財産の使用許可に基づく使用料(以下「行政財産使用料」という)及び施設維持管理協力金が必要です。また、電気を使用する場合、窓口案内システムの消費電力に応じて算出した電気使用料も必要です。

(参考)

・令和８年度機器の設置にかかる行政財産使用料の単価（１㎡あたりの金額）

１，３７０円/月

4　応募方法

⑴　応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

①過去２年以内に窓口案内システム設置事業又はこれに類する事業について他の地方公共団体で取扱実績があること。

②国税の未納がないこと。

③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第１項において準用する同令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

④公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

⑤会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同法同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑵　募集期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）

※郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により募集期間内必着でお願いします。

※来庁される場合、募集期間内の午前９時００分から午後５時３０分（土曜・日曜・祝日を除く）までに高石市役所本庁舎１階市民課窓口へお越しください。

⑶　提出書類

①申込書（様式第１）

②誓約書（様式第２）

③広告事業実績調書（様式第３）

④価格提案書（様式第４）

⑤商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑥国税の納税証明書（納税証明書その３の３）

⑦印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）

⑧設置企画提案書（様式自由）

別紙「高石市広告付き窓口案内システム設置業務仕様書」、「事業者選定評価項目」に基づき、作成をすること。

※企画提案書の必須掲載事項

・設置位置図、設置立面図、設置予定機器等の仕様（サイズ、デザイン、電気容量等がわかるもの）

・表示する広告及び行政情報の構成（１サイクルの表示時間、行政情報と広告の枠など）

・運用フロー（行政情報の提供、編集、表示や更新の方法・広告表示までの流れ等）

・システムの維持管理方法

・保守管理、緊急時の対応

・設置準備作業を含む業務全体のスケジュール

・連絡先（業務担当者の電話番号、E-mail アドレス等）

⑨会社概要（様式自由）

※上記の証明書等については、提出期限前３ヶ月以内に発行されたものとする。

6　質疑書の提出

⑴　提出

仕様書等に関する質問は質疑書（様式第５）により令和８年１１月１３日（金）正午までに FAX 又は E-mail で提出してください。

⑵　回答

回答は令和８年１１月１８日（水）午後５時３０分までに高石市ホームページへ掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

7　設置予定事業者の決定

⑴　価格提案書の記載方法

提案金額は、年間（１２ヶ月間）の施設維持管理協力金とし、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。また、行政財産使用料及び電気使用料についても除いた金額としてください。

※市に納付していただく施設維持管理協力金の決定にあたっては、価格提案書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって施設維持管理協力金とします。

⑵　応募資格等の確認

提出された書類を受付して、内容を確認します。応募資格を満たさないと判断した場

合は、受付を取り消し、その旨について後日連絡します。

⑶　価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

①所定の場所、日時までに提出しない価格提案

②記名押印を欠く価格提案

③談合その他不正行為により価格提案を行ったと認められる価格提案

④同一の価格提案について、２以上の価格提案書を提出した者の価格提案

⑤同一の価格提案について、自己のほか、他人の代理人を兼ねてした価格提案

⑥同一の価格提案について、２以上の代理人をした者の価格提案

⑦誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である価格提案

⑧金額を訂正した価格提案、又は金額の記載の不鮮明な価格提案

⑨価格提案事務を執行する職員の指示に従わない者のした価格提案

⑩その他、価格提案に関する条件に違反して価格提案した者の価格提案

⑷　設置予定事業者の決定

別紙「事業者選定評価項目」に基づき、提出書類の内容を総合的に評価し、１者を選定させていただきます。

⑸　設置予定事業者の選定結果

設置予定事業者に決定した者には選定結果を別途お知らせします。なお、設置予定事業者はホームページにて公表いたしますが、選定結果（得点）については公表せず、選定結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

8　設置予定事業者の手続き

設置予定事業者決定後、設置に係る詳細を市と協議していただき、使用許可の手続きについてご案内させていただきます。なお、正当な理由なく、市が指定する日までに使用許可の手続きを取られない場合又は設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合は、設置予定事業者の決定を取り消しさせていただきます。

9　その他

⑴　価格提案者は、この募集要項、仕様書を熟読してください。

⑵　価格提案及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、価格提案者又は設置予定事業者の負担となります。

⑶　支払われた行政財産使用料及び施設維持管理協力金は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で使用許可の内容に変更が生じた場合は、別途協議するものとします。

⑷　本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議してください。

10　応募・お問い合わせ先

高石市総務部市民課
担当：住民情報係　小松
〒592-8585
高石市加茂４丁目１番１号
ＴＥＬ：０７２-２７５-６２１２（直通）
ＦＡＸ：０７２-２６５-６１１１
E-mail：shimin@city.takaishi.lg.jp